

第五十五南極特別保護地区管理計画

エヴァンス岬、ロス島（第16及び17南極史跡記念物「テラ・ノヴァ小屋」と「ウインド・ヴェイン丘に建てられた十字架」を含む）

1. 保護を必要とする価値の記述

本地区の特筆すべき歴史的価値は、勧告9(1972)において第16、17南極史跡記念物として記載されている通り、正式に認められている。両地点が含まれている地区は、措置2(1997)において第25特別保護地区として指定され、決議1(2002)において第155南極特別保護地区として再指定された。

テラ・ノヴァ小屋(第16南極史跡記念物)はロス海地域で最大の歴史的な小屋である。この小屋は、ロバート・ファルコン・スコット率いる1910-1913年英国南極テラ・ノヴァ探検隊によって1911年1月に建てられた。その後、1914-1917年のアーネスト・シャクルトン帝国南極横断探検隊(Imperial Trans-Antarctic Expedition)のロス海隊の基地として使用された。

第17南極史跡記念物には、ウインド・ヴェイン丘(Wind Vane Hill)にある十字架(1916年に死亡したアーネスト・シャクルトンのロス海隊の隊員3名を記念して建てられた)を含んでいる。これに加え、帝国南極横断探検隊のオーロラ号の二つの礎、二つの設備小屋(一つはウインドヴェイン丘陵に、もう一つはテラ・ノヴァ小屋の近くにある)、いくつかの補給物資のごみ捨て場や多くの人工物が本地区全体に散在している。

エヴァンス岬は南極における初期の人間活動において主要な地点の一つである。南極探検の英雄時代の重要な象徴であり、それゆえ大きな歴史的意義を持つものである。南極における地球科学、気象、動植物相の研究において最も古いものの一部は、本地点を拠点としたテラ・ノヴァ探検隊に関連している。収集されたデータは、現在の測定との比較との基準点となっている。そのため、南極の理解と認識のために行ったこれらの活動の歴史及びその貢献は、地区の歴史的、科学的価値に貢献している。エヴァンス岬地点は、南極における当初の人間活動の重要な地点の一つである。南極探検のヒーロー時代の重要なシンボルであり、それ自身が歴史上、非常に重要である。

管理計画改訂版は措置2(2005)によって採択され、出入りの経路及び移動に関する条項は措置12(2008)及び措置8(2010)によって採択された。

エヴァンス岬は、南極環境ドメイン分析(決議3, 2008)では環境S- マクマード・南ヴィクトリア・ランド地質に、また南極保護生物地理区(決議6, 2012)では地理区9- 南ヴィクトリア・ランドに属している。環境Sに含まれる他の保護地区は、ASPA105、116、121、122、123、124、131、137、138、154、156、157、158、161、172、175及びASMA2である。

2. 目的

本管理計画の目的は、本地区の価値を保全することができるよう、本地区及びその特徴を保護することである。本管理計画の目的は以下のとおりである：

- ・本地区が有する価値の低下及び重大なリスクの回避
- ・以下の内容を含む計画的な保全活動を通じた歴史的価値の維持
 - a. 毎年の「現地」維持プログラム
 - b. 人工物及び構造物の状況及びそれらに影響する要素のモニタリングプログラム
 - c. 地区内外での行う人工物保全プログラム
- ・以下に示す内容を含む地区の価値及び特徴の保護に対応する管理活動の許可：
 - a. 小屋及びその周囲にある歴史的アイテムの配置の地図化又は記録
 - b. その他関連する歴史的データの記録
- ・テラ・ノヴァ小屋への立ち入り管理による地区及びその特徴、人工物に対する人間による不必要な攪乱の防止。

3. 管理活動

本地区の価値を保護するため、以下の管理活動を実施する。

- ・テラ・ノヴァ小屋及び関連する地区内の人工物に対して、保護作業に関する定期的なプログラ

- ムを実施しなければならない。
- ・管理目的のために、訪問は必要に応じて行われなければならない。
- ・現在の訪問者制限による影響を評価し、その結果と管理に関する関連提案事項を本管理計画の見直しに含めるため、系統的なモニタリングを実施しなければならない。
- ・本地区内で行われている国の南極プログラム又は本地区に興味がある者は、上記の管理活動の実施を確保する目的で合議しなければならない。
- ・地区の地図を含む本管理計画のコピーは、隣接する稼働中の調査基地／観測基地等で利用可能でなければならない。

4. 指定の期間

指定の期間は無期限である。

5. 地図

地図A:エヴァンス岬の地域図。この地図は、重要な地形の特徴、接近地点、野営地、ヘリコプター着陸地点を含む南極特別保護地区の境界を示す。また、地区内にある歴史上重要なもののおおよその位置も示す。挿入図：近くにある保護地区及び基地の地点を示す。

地図B:エヴァンス岬の地区図。この地図は、地区内の具体的な歴史的人工物及び地点のおおよその位置を示す。

6. 本地区の記述

6(i) 地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

エヴァンス岬はロス島の南西の小さい三角の形をした露岩地帯であり、ロス島にあるロイズ岬の南10km、ハット岬半島の北22kmにある。露岩地帯は、漂礫土に覆われた玄武岩の基盤岩からなる。指定された地区はホーム海岸に隣接したエヴァンス岬の北西海岸に位置し、中央にスコットのテラ・ノヴァ小屋がある。本南極特別保護地区の境界は、

- ・南:南緯77度38分15.47秒,東経166度25分9.48秒の点-ウインド・ヴェイン丘の十字架の南20mから東に伸びる線。
- ・南/西:上記の地点から北西方向に傾斜する小さい山の尾根に沿って南緯77度38分11.50秒,東経166度24分49.47秒の海岸線までの線。
- ・北/西:ホーム海岸の汀線。
- ・北/東:スクア湖から出る河川からホーム海岸の南緯77度38分4.89秒,東経166度25分13.46秒までの線
- ・東:スクア湖の西端、南緯77度38分5.96秒,東経166度25分35.74秒から南に延び、南側の境界線と交差する南緯77度38分15.48秒,東経166度25分35.68秒までの線。

オオトウゾクカモメ (*Catharacta maccormicki*) はエヴァンス岬で営巣し、ロイズ岬のコロニーからアデリーペンギン (*Pygoscelis adeliae*) が時折本地域を通過することがある。ウェッデルアザラシ (*Leptonychotes weddellii*) もホーム海岸に群れているのが見られる。

6(ii) 本地区への立ち入り

安全な場合、地区への車両による接近は、海氷を横切って行うことができる。後述7(i)項に従った管理活動のために承認されている場合を除き、車両による地区への立ち入りは禁止されている。開水面がある期間、ボートによる上陸はホーム海岸にある小屋前に直接行うことができる。ヘリコプターの着陸は、地図A及びBに示されている既存の指定された着陸地点に行うことができる。一つは小屋から北100mの、地区のすぐ外側にある。もう一つは地区の南西境界線を約250m超えたニュージーランドの避難小屋の近くに位置している。

6(iii) 本地区内及び本地区の付近にある建造物の位置

磁気小屋を保護するための近代的な囲いは残されているが、地区内に位置する建造物は全て歴史的起源をもつものである。本地区の最大の特徴はホーム海岸にあるエヴァンス岬の北西海岸に位置するスコットのテラ・ノヴァ小屋である。小屋の周囲には、オーロラ号の二つの錨、犬の骨、設備小屋1棟、犬を止める2本の鎖、気象スクリーン、燃料ごみ捨て場、磁気小屋、石炭貯蔵庫、旗竿及び実験的な石小屋／ごみ捨て場(石小屋はクロジェ岬への「世界最悪の旅」(1911)に関連する歴史的な石の構造物で、少量の人工物が含まれる)など、多くの歴史的遺物が見られる。シャクルトンの1914から1917年ロス海隊の隊員3名を追悼する十字架がウインド・ヴェイン丘に立っている。これらのものはすべて地区の境界線の中に含まれている。

ニュージーランドの避難小屋、野营地、ヘリコプター着陸地点は、地区の南西約250mに位置している。

1987から1992年の間、元グリーンピースによる越冬基地「ワールド・パーク基地」がスコットのテラ・ノヴァ小屋の北東にあった。本基地の残骸は見られない。

6(iv) 地区付近にあるその他の保護地区の位置

- ASPA121 (元SSSINo. 1) ロイズ岬及び
 - ASPA157 (SPANo. 27) ロイズ岬のバックドア湾は、エヴァンス岬の北10kmにある。
 - ASPA122 (SSSINo. 2) のアライヴァル高地及び
 - ASPA158 (SPANo. 28) のハット岬は、ハット岬半島のエヴァンス岬の南約22kmにある。
 - ASPA130 (SSSINo. 11) のトラムウェイ尾根は、エヴァンス岬の東約20kmにある。
- 全ての地区はロス島に位置する。

6(v) 本地区内の特別区域

本地区内に特別区域はない。

7. 許可証の条件

本地区への立ち入りは、許可証に従う場合を除き、禁止されている。許可証は適当な国内当局のみによって発給され、一般的な及び特別な条件を含めることが可能である。国内当局は、1シーズン内の多くの訪問を対象とした一つの許可証を発行することが可能である。地区内で活動している締約国は、本地区訪問に関心のある団体や組織と互いに相談し、訪問者数が超過しないようにしなければならない。地区に立ち入る許可証は以下の活動を対象に期間を定めて発行することができる。

- 保全、研究及び/又はモニタリングの目的に関係した活動
- 本計画の目的を支援する管理活動
- 当該活動が本計画の目的に矛盾しない場合、観光も含む教育またはレクリエーションに関連する活動
- 本計画に含まれるその他の特別の活動

7(i) 本地区への出入りの経路及び本地区内または上空での移動

- 本地区内にある多くの脆弱な地物の周囲の混雑によるダメージを防ぐため、地区内での移動を制限する必要がある。地区内の人数(ガイド及び小屋内の人数も含む)は常に最大40人とする。
- 小屋内にある多くの脆弱な地物の周囲の混雑によるダメージを防ぐため、小屋内での移動を制限する必要がある。小屋内の人数(ガイドも含む)は常に最大8人とする。
- 小屋内部への累積的影響を回避するため、年間訪問者数を制限する必要がある。現在の訪問レベルの影響(1998/99から2013/14年で年平均1042人)から、著しい増加は重大な悪影響を及ぼすと考えられる。年間最大訪問者数は2,000人とする。
- これらの制限は現在の訪問レベル及び保全に関する諮問機関(保存管理者、考古学者、歴史学者、博物館学者及びその他の歴史保護の専門家を含む)から得られる最善の助言をもとに設定されている。この制限は、現在の訪問者数の大きな増加が保護すべき価値に悪影響を及ぼすであろうという提案に基づいている。特に現在の訪問者に対する制限が適当であるかどうかなど、管理計画の将来の見直しの基礎を提供するために、訪問者による影響の評価を目的とした継続的な

モニタリングを行わなければならない。

- ・混雑や7(ii)で決められた行動規範に反した活動による損害を回避するため、本地区の訪問を適切に管理する必要がある。観光、教育、レクリエーションに係わる訪問全ては、主宰者が登録した経験あるガイドによって管理される必要がある(7(ix)項参照)。
- ・本地区へのヘリコプターの着陸は、スコリアや氷の粒子を飛散し、また小屋並びにその周辺の人工物の磨耗を加速することで地区に損害を与える可能性があるため、禁止されている。望ましい接近方法及び着陸地点については6(ii)を参照すること。
- ・管理活動において車両の使用が必要である場合を除き、本地区への車両の乗り入れは禁止されている。管理活動には、歴史的な小屋あるいはその他の人工物に脅威となると判断された雪や氷の除去等を含むがこれに限らない。どのような場合においても、以下の点について考慮しなければならない：
 - i. 作業に必要とされる最小の車両を用いること。
 - ii. 車両操縦者は十分な訓練を受け、本計画の条項、また車両を運行する場所の脆弱性を十分に認識していること。
 - iii. サイト内での全ての車両移動を注意深く計画、監視し、小屋又は積雪や氷の下に埋もれている人工物への損傷を回避すること。

7(ii) 地区内で実施することのできる活動

地区内で実施することのできる活動には以下のものが含まれる。

- ・保全目的の訪問
- ・観光を含む教育上及び/又はレクリエーション上の訪問
- ・地区の価値を損なわない科学活動

訪問者は、許可証で明記されている保全、研究、モニタリング、管理上の活動など特に必要がある場合を除き、以下の行動規範に従う必要がある。

- ・床の磨耗を減少させるため、小屋に立ち入る前に備え付けのブラシを使用し、長靴から砂、スコリア、氷、雪を完全に落とすこと。また、床を傷つける金属製のスパイクではなく、底が平らなゴム製の三脚または一脚のみが使用可能である。
- ・塩の粒子は金属物の腐食を進行させるため、海水で濡れた衣服、長靴からの海水の破片などは全て除去すること。
- ・小屋内にある物品や家具は触ったり、移動したり、座ってはいけない人工物を扱うことはダメージの原因となる。
- ・多くの場所は狭く、人工物に偶然ぶつかることがあるため、室内ではリュックを背負わないこと。また、小屋内で1回当たり最大人数(8名)となった場合は、三脚や一脚の使用は禁止されている。
- ・地点の周辺を移動するときは、雪で隠れた物を踏まないよう十分に注意し、指定された歩行路上にとどまること。
- ・火が主なリスクであるため、小屋内又はその周囲での燃焼式ランタンの使用、裸火又は喫煙は禁止されている。
- ・訪問は供給されたノートに記録すること。これにより、訪問の時間及びレベルと、小屋の中で自動的に記録される温度及び湿度のデータとの相互関係をみることが出来る。

7(iii) 建造物の設置、改築または除去

- ・1項で明記された保全活動を除き、本地区内での新たな建造物の建設、科学機器の設置を実施してはいけない。
- ・7(vii)の規定に従って発給された許可証に明記されていない場合は、歴史的建造物を地区から除去してはいけない。

7(iv) 野営地の位置

- ・生活目的での地区内の歴史的な小屋の使用は許可されない。いかなる状況においても地区内の野営は行えない。
- ・既存の野営地の一つとして、地区の南西250mにある二つのニュージーランド避難所があり、この地区内で野営を計画する全てのパーティが使用する。第二の代替の野営地は、本地区の北側、

ホーム海岸にあるヘリコプター着陸地の近くに位置する(地図A及びB)。

7(v) 地区内に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限

- ・ 生きている生物、植物体、微生物又は土壌を本地区内へ持ち込んではいけない。食品を本地区内に持ち込んではいけない。
- ・ 許可された科学的、保全上の目的でのみ化学物質を持ち込むことができる。歴史的構造物又は関連する遺品の保全に対して必要不可欠な目的のために必要な場合を除き、燃料を含む化学物質又はその他の物質は、地区内に残置してはいけない。
- ・ 持ち込む全ての物質は、不必要になった時点及び関連する許可証で明記された期日前に除去されなければならない。

7(vi) 在来の植物及び動物の採捕またはこれらに対する有害な干渉

- ・ 本活動は、環境保護議定書附属書Ⅱ第3条に基づき、当該目的のため、しかるべき国内当局から特に発行された許可証に従う場合を除き禁止されている。
- ・ 動物の採捕又は有害な干渉が生じる場合は、最低限の基準として、SCARの「南極における科学的目的のための動物の利用に関する行動規範」に従わなければならない。

7(vii) 許可証の所持者によって地区に持ち込まれた以外の物の収集または除去

- ・ しかるべき国内当局が発行した許可証に明記されている場合にのみ、本管理計画の目的と一致した保全上の理由により、本地区から物資を収集及び除去することが可能である。
- ・ 環境上又は人間の健康に悪影響を及ぼす物資は、許可証に従い、以下の基準の1項目以上に該当する場合、処理のために本地区から撤去することができる。
 - i. 環境、野生生物、又は人間の健康及び安全への脅威となる人工物
 - ii. 合理的に保全することができないほど状態が悪いもの
 - iii. 小屋、その居住者又は南極の歴史を理解する上で全く重要でないもの
 - iv. 地区又は小屋の景観上、意味のない又は景観を損なうもの
 - v. 固有又は希少でないもの

さらに、撤去行為が以下の場合とする。

- i. 文化財保護について適切な専門知識を有するパーティによる実施する場合。
 - ii. 地区の保全活動に関する全体計画の一部である場合。
- ・ 国内機関当局は、人工物の除去及び上記基準による評価全てが、適切な文化財保護の専門知識を持つ人材により実施されることを確保しなければならない。
 - ・ 歴史上高い価値を持つと判断される人工物であり、現在の適用可能な技術では地区では保全することができないものは、当該物を無事に戻すことができる時期まで、コントロールされた環境で保管する目的で、許可証に従い撤去することができる。
 - ・ 歴史的地区又は歴史的記念物の一部、または内容に関するものを除き、土壌及びその他の自然物質の試料を科学的目的で持ち出すことが可能である。これらの持ち出しは適切な許可証に従わなければならない。

7(viii) 廃棄物の処理

研究隊又は訪問者から発生する汚物、排水及びその他の廃棄物全ては、本地区から撤去しなければならない。

7(ix) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置

- ・ 地区内では許可証(または公認の写し)を携帯すること。
- ・ 本計画の必要条件に関する情報は全ての訪問者に提供されなければならない。
- ・ 7(ii)に規定する行動規範は、保全、研究、モニタリング、管理上の目的など特に必要がある場合を除き、訪問者全てが従う必要がある。
- ・ 地区への教育的、レクリエーション上の訪問(観光を含む)を補助する主宰者は、夏期シーズンの開始前に、訪問期間中にガイドとして活動し、地区及び管理計画に関する実務上の知識をもった人物を登録すること。

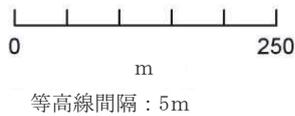
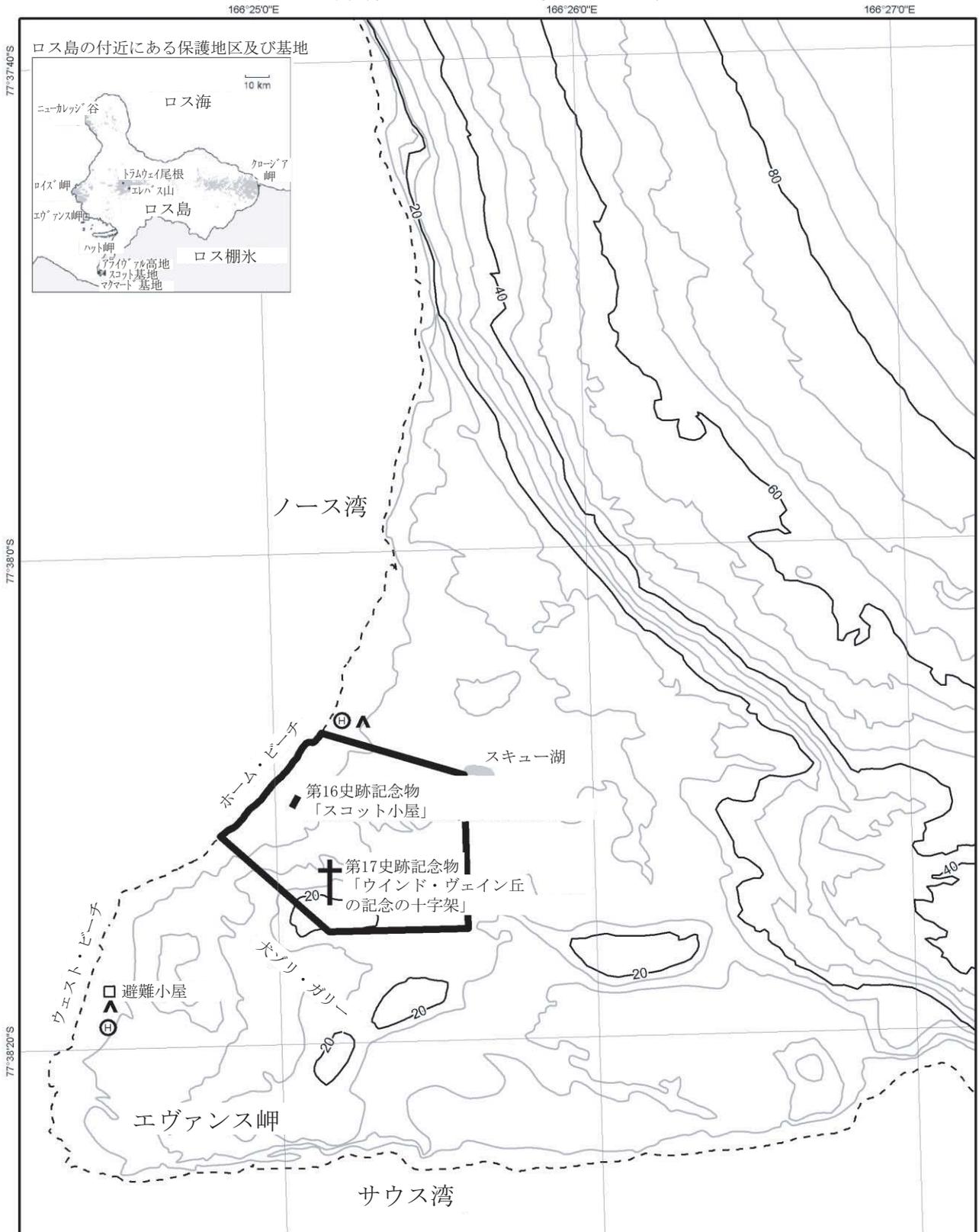
- ・教育上及びレクリエーション上の訪問(観光を含む)は全て、登録されたガイドが監督し、当該ガイドは、訪問者に行動規範及び本管理計画の要求事項の概要説明を行うとともに行動規範の遵守の確保の責任を有する。
- ・締約国は、地区の価値の保護を支援する技術やリソース(特に保全技術)を発展させるため、相談し、協調しなければならない。

7(x) 報告に関する必要事項

締約国は、各許可証の代表者が、実施した活動を記載した報告書をしかるべき当局に提出するよう確保しなければならない。当該レポートは、必要に応じ、決議2(1998)の付録4の「訪問報告書」に記載されている情報を含まなければならない。加えて、7(vii)項に従う物質の除去は全て、除去の理由及び品目の現在の位置又は処分日を含み、詳細にしなければならない。当該品目の地区への返却が生じた場合もまた、全て報告する必要がある。

締約国は地区内の活動の記録を維持し、年次情報交換において、自国の管轄の対象となる人が行った活動について、管理計画の有効性評価を実施するに十分な詳細を含む活動概要を提供しなければならない。締約国は、利用記録を維持するため、可能な限り訪問報告書の原本又は写しを一般のアクセスのあるアーカイブに保管し、管理計画の見直しと本地区への訪問管理の双方に利用すること。

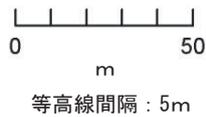
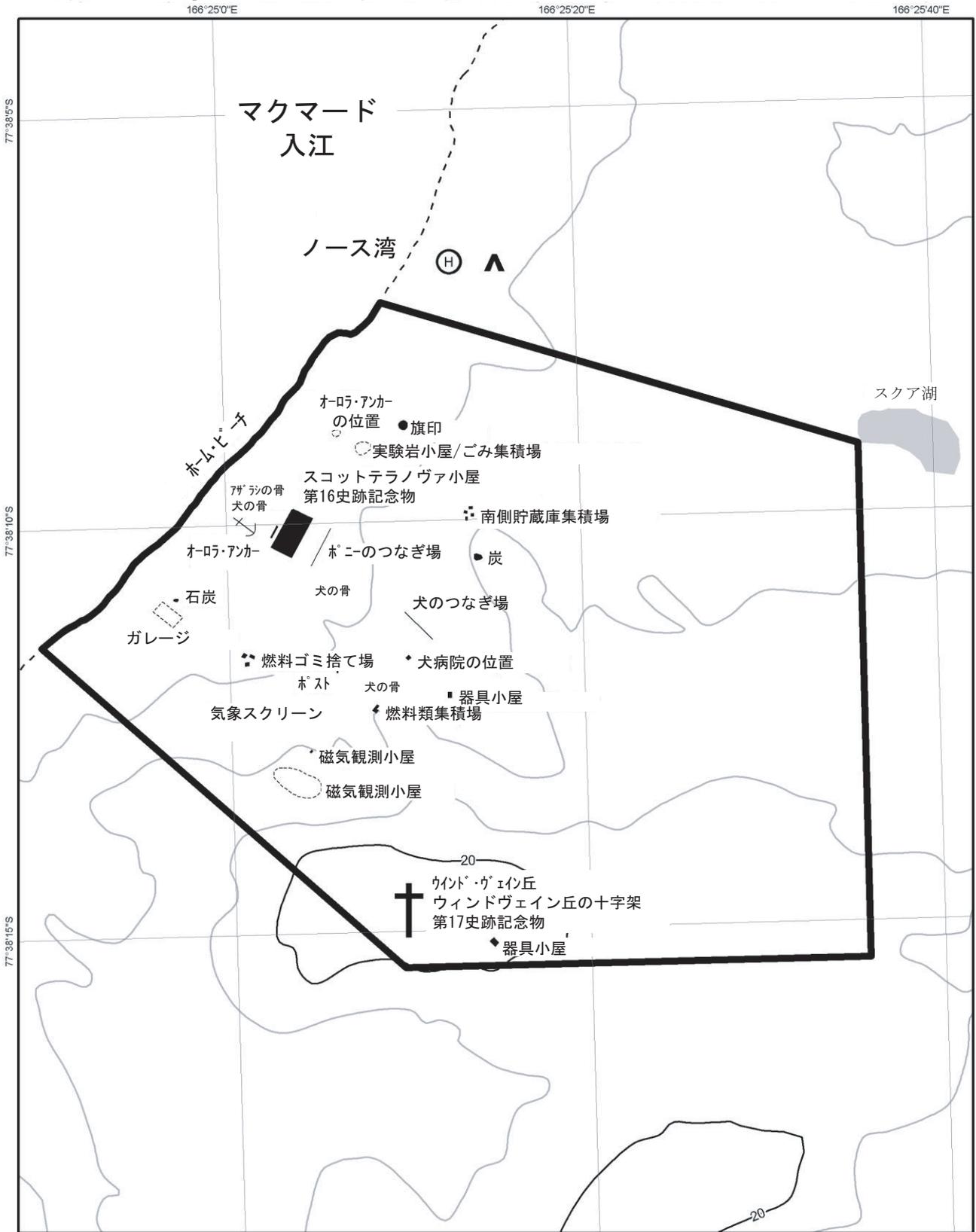
地図A. ロス島のエヴァンス岬、第155南極特別保護地区：地域図



- 推定海岸線
- 保護地区境界
- 歴史的記念物
- ⊕ ① ヘリコプター・パッド
- ▲ 野営地

Projection: Lambert conformal conic
 Standard Parallel 1: 76.6°S
 Standard Parallel 2: 79.3°S
 Spheroid: WGS84
 Source: Cape Evans historic area management plan

地図B：ロス島のエヴァンス岬：地区図



- 推定海岸線
- 保護地区境界
- 歴史的記念物
- ⊕ ヘルコプターパット
- ▲ 野営地

Projection: Lambert conformal conic
 Standard Parallel 1: 76.6°S
 Standard Parallel 2: 79.3°S
 Spheroid: WGS84
 Source: Cape Evans historic area management plan